

シートベルト着用のお願い

道路交通法の改正により、平成20年6月1日から高速バスや貸切バスの後部座席におけるシートベルトの着用が義務化され、バスのお客様につきましてもシートベルトの着用義務の対象となっております。

お客様の安全のため、法律の趣旨をご理解いただきまして、シートベルトを必ずご着用下さいますようお願い申し上げます。

九州運輸局福岡運輸支局
一般社団法人福岡県バス協会